羽咋市庁舎敷地内での移動販売募集要項

1 目的

公共空間の有効活用の一環として、市庁舎敷地内に飲食販売の出店スペースを設け、にぎわいを創出し、市民が親しみを持てる憩いの場とする。さらに、飲食店の販売機会の確保と地域経済の循環を図る。

2 概要

(1) 場所

羽咋市旭町ア 200 番地 羽咋市庁舎敷地内 (別紙参照)

(2) 使用料

使用料は羽咋市都市公園条例 別表第2の規定を準用する。

(1日あたり270円/㎡)

例) 奥行 $2 \,\mathrm{m}$ 、幅 $5 \,\mathrm{m}$ を使用する場合 $2 \,\mathrm{m} \times 5 \,\mathrm{m} \times 2 \,7 \,0 \,\mathrm{H} = 2$, $7 \,0 \,0 \,\mathrm{H}$ $1 \,\mathrm{H}$ の使用料は、2, $7 \,0 \,0 \,\mathrm{H}$

(3) 支払方法

納付書払い(前払いを原則とする) 悪天等により出店を見送る場合は、使用料の返還に応じる。

(4) 出店形態

販売品目は、飲食物とし、販売にあたり法令により必要となる許可、資格等を有すること。また、キッチンカー及び自走式の移動販売車で出店する場合は、保健所の許可を受けていること。

※電気・水道設備は、出店者で準備すること。

(5) 営業可能日時

通年(ただし、市役所開庁日)

午前9時から午後5時45分までの間(搬入・搬出にかかる時間を含む。)

3 出店申込資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定による制限 を受けていないこと。
- (2) 市に納付すべき市税等の滞納がないこと。
- (3) 迅速かつ具体的な連絡及び調整が可能であること。
- (4) 生産物賠償責任保険 (PL保険) 等に加入していること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)。
- (6) 羽咋市暴力団排除条例(平成24年羽咋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する

者が経営又は運営に関与していないこと。

4 出店申込方法

(1) 申請書類

行政財産使用許可申請書 (その他必要な事項欄に、営業時間及び主な販売品目を記載すること。)

(2) 受付期間

出店日の前月1日から出店を希望する日から起算して10日前まで

- (3) 提出方法及び提出先
 - ア 電子申請

市ホームページの電子申請サービスをご利用ください。

イーメール

羽咋市総務課のメールアドレス soumu@city.hakui.lg.jp

ウ郵送、窓口

〒925-8501 羽咋市旭町ア 200 番地 総務課(市庁舎3階)

5 出店者の決定

出店内容を確認し、適当と認められる者を先着順で決定する。

6 注意事項

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号) その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (2) 営業する車には保健所より交付された許可済証(ステッカー)を貼付すること。
- (3) ゴミ・排水は必ず持ち帰ること。
- (4) 出店による事故等は出店者の責任において対処すること。
- (5) 来庁者の往来の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (6) 庁舎内及び庁舎敷地内での客引き行為を行わないこと。
- (7) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。
- (8) 雨天時等の出店判断は出店者が自ら行うこと。出店を中止する場合は、総務課へ必ず連絡すること。
- (9) 敷地内禁煙等、庁舎の使用に関するルールを遵守すること。
- (10) 出店者が公序良俗に反することをした場合、又は荒天で事故の恐れがある場合等、市は出店を中止させる場合がある。この場合において、出店者に損害が生じても、市は一切その責めを負わないものとする。

■出店場所

